

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

1. 償却資産の申告について

製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる人が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産を償却資産といい、それら資産は固定資産税の申告が必要となります。

2. 太陽光発電設備について

太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。次の「申告が必要となる要件」等を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況をご確認ください。

3. 申告が必要となる要件

	全量売電・余剰売電 (10kw以上)	余剰売電 (10kw未満)
法人	○	○
個人（事業用）	○	○
個人（住宅用）	○	×

※屋根建材型のパネル（置き型ではないもの）で、家屋として評価されているものは償却資産の申告対象外となります。

4. 申告対象となる資産

太陽光パネル 架台 接続ユニット パワーコンディショナー 表示ユニット
外構設備（フェンス等） 電力量計 その他関係備品等

5. 税額について

設備の取得価格を元に評価額を算出し、1.4%を乗じたものがおおよその税額となります。詳細な算出方法は「お問合せ先」までご連絡ください。

6. 申告方法

同封されている償却資産申告の手引きを参考に償却資産申告書・種類別明細書に必要事項を記入し、資産税課までご提出ください。

その他、ご不明な点がございましたら資産税課 管理・償却資産係 までお問い合わせください。

お問合せ先
太田市役所 資産税課 管理・償却資産係
TEL 0276-47-1920 (ダイヤル)